

(有 添 付 物)
国海査第 286 号の 2
令和 2 年 12 月 8 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 石原 典雄

船舶検査の方法の一部改正について (通知)

今般、別添のとおり検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせします。

船舶検査の方法の一部改正について

1. 改正の経緯

令和 2 年 1 月 1 日施行の SOLAS 条約附属書の改正内容を担保する船舶設備規程等の一部改正、業界要望を受けた検査内容の明確化及び検査の方法の合理化等に対応するため、船舶検査の方法について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

(1) 船舶検査の方法 B 編関係

- ① 固定式消火装置の検査の方法の明確化
- ② 固定式回転翼航空機甲板泡消火装置及びホースリール式の泡消火装置の検査の方法の新設
- ③ 国際標準に基づき承認された防爆型の電気機器の検査の方法の合理化

(2) 船舶検査の方法 S 編関係

附属書 H の規定に基づき管海官庁の証明を受けた特定のサービス・ステーション等に係る適用規定の整理

(3) 船舶検査の方法附属書 E 関係

- ① 水先人用はしご及び乗込用はしごの検査の方法の明確化
- ② 消防設備に関し、固定式消火装置等の検査内容の明確化、火災探知装置等に係る承認基準の新設等

(4) その他所要の改正

3. 適用時期

本通達日から適用する。